（地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術推進官）

第六十三条　砂防計画課に、地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術推進官それぞれ一人を置く。

（削る）

（削る）

2　地震・火山砂防室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定による緊急調査に関すること。

3・4　（略）

5　土砂災害防止技術推進官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術の活用の推進に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに道路交通企画官及び自動走行高度化推進官）

第六十七条　道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに道路交通企画官及び自動走行高度化推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　道路交通企画官は、命を受けて、道路の整備等に関する事務のうち、道路の交通の管理に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7　（略）

（危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、国際業務調整官、首席運航労務監理官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務）

第九十六条　安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに自動運航戦略官、国際業務調整官及び首席運航労務監理官それぞれ一人、次席運航労務監理官二人並びに油濁保障対策官一人を置く。

2～5　（略）

6　船舶安全基準室は、次に掲げる事務（自動運航戦略官及び国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～四　（略）

（砂防管理室及び地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術調整官）

第六十三条　砂防計画課に、砂防管理室及び地震・火山砂防室並びに砂防計画調整官及び土砂災害防止技術調整官それぞれ一人を置く。

2　砂防管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　砂防並びに地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する行政監督に関すること。

二　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定による土地の指定並びに地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定に関すること。

三　砂防法第二条の規定により指定された土地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内における行為の制限に関すること。

四　国土交通大臣が行う砂防設備の管理及び維持並びに砂防工事、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事に関する告示及び公示に関すること。

五　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定による基本指針の策定に関すること。

3　砂防管理室に、室長を置く。

4　地震・火山砂防室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による緊急調査に関すること。

5・6　（略）

7　土砂災害防止技術調整官は、命を受けて、砂防並びに地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官及び自動走行高度化推進官）

第六十七条　道路交通管理課に、車両通行対策室及び高度道路交通システム推進室並びに特殊車両調整官及び自動走行高度化推進官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　特殊車両調整官は、命を受けて、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第一項に規定する限度超過車両の通行の適正化に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

7　（略）

（危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに安全政策調整官、国際業務調整官、首席運航労務監理官、次席運航労務監理官及び油濁保障対策官の所掌事務）

第九十六条　安全政策課に危機管理室、安全監理室及び船舶安全基準室並びに安全政策調整官、国際業務調整官及び首席運航労務監理官それぞれ一人、次席運航労務監理官二人並びに油濁保障対策官一人を置く。

2～5　（略）

6　船舶安全基準室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一～四　（略）